草津町事業系ごみの分け方

はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第３条には、事業者の責務として事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されております。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法などの各種リサイクル法が制定されました。

また、昨今の環境問題である使い捨てプラスチックや地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境に様々な負荷を与えており、廃棄物（ごみ）排出量の増加や最終処分場の逼迫問題など様々な問題が指摘されております。その中で、事業者の果たす役割は大変大きなものになっております。

事業者の皆様には、十分に趣旨をご理解いただき、ごみの減量化・再資源化への取り組みと、循環型社会の構築推進へのご協力をお願い申し上げます。

事業者の責務

事業者の責務として、次のような事項が法律により義務付けられています。

1. 事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理する。
2. ごみの再生利用等を行うことにより、その減量に努める。
3. ごみの減量、その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方自治体の施策に協力する。

ごみが事業所から搬出された後も、処理責任はごみを排出した事業者にありますので、事業所から排出されるごみの種類、排出量、処理方法などを把握する必要があります。

また、再生利用等を行うとともに、ごみの減量化に努める必要があります。

事業系ごみとは

事業活動に伴って生じたごみは「事業系ごみ」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは異なりますので注意してください。

事業活動とは、法人・個人、営利団体・非営利団体、量の多少にかかわらず、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・診療所、農業などの一定の目的をもって事業活動を行う方を指します。

事業系ごみは大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。事業系ごみの中には**「資源物」**として再生利用することのできるごみも多く含まれています。

なお、事業活動に伴って生じたごみは、家庭ごみの集積所（ごみステーション）に出すことはできません。不法投棄になる場合がありますので注意してください。

事業所から出るごみ
（事業活動に伴って発生するごみ）

- **事業系一般廃棄物**（産業廃棄物以外のごみ）
  - 特別管理一般廃棄物
  - **資源ごみ**（古紙類・布類など）
- **産業廃棄物** [表-1]参照（法令に定める 20 種類）
  - 特別管理産業廃棄物

お問い合わせ先	草津町役場 愛町部 生活環境課 草津町クリーンセンター内　TEL 0279－88－2407

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物（次の項目）に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

●事業系一般廃棄物の例として次のようなものが該当します。

紙コップ・ペーパータオルなど、ガムテープや付箋類、事務所などから出る茶がら・コーヒーかす、厨芥類（厨芥類とは、野菜くずなどの生ごみを指します。）（注１）

（注１）食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した厨芥類は、産業廃棄物に該当します。

事業系一般廃棄物は、事業者自らが町の一般廃棄物処理施設へ直接搬入するか、町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。

なお、事業活動に伴って生じたごみは、家庭ごみの集積所（ごみステーション）に出すことはできません。不法投棄になる場合がありますので注意してください。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目［表-1］を産業廃棄物と言います。

［表-1］

全ての事業活動から発生するもの	①燃えがら　②汚泥　③廃油　④廃酸　⑤廃アルカリ　⑥廃プラスチック類　⑦ゴムくず　⑧金属くず　⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　⑩鉱さい　⑪がれき類　⑫ばいじん
排出する業種が限定されるもの（＊）	⑬紙くず　⑭木くず　⑮繊維くず　⑯動植物性残さ　⑰動物系固形不要物　⑱動物のふん尿　⑲動物の死体
⑳　上記①～⑲の産業廃棄物を処分する為に処理したもので、上記に該当しないもの。	

（＊）それぞれ該当する業種は以下のとおりです。⑬建設業、パルプ製造業、製本業など。⑭建設業、木材製造業、木製品製造業など。また、貨物流通用の木製パレットなど。⑮建設業、繊維工業に係る天然繊維。⑯食品製造業、香料製造業。⑰と畜場、食鳥処理場。⑱⑲畜産農業。

一般家庭から出るごみと変わらないものであっても、事業活動に伴って生じた［表-1］に示した20種類に該当するものは、すべて産業廃棄物となります。

●産業廃棄物の例として次のようなものが該当します。

- 廃プラスチック類（ペットボトル、プラスチック包装類、発泡スチロール、合成繊維など）。
- 廃油（食用油（固形化させた食用油も含む）、ワックス類など）。
- 金属くず（空き缶、傘の骨、金属スクラップなど）。
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラス類（板ガラス等）、空きビン、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど）。

※産業廃棄物の処理は、事業者自らが産業廃棄物処理処分許可業者の処理施設へ搬入するか、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集の委託をしてください。